

児童・生徒の就学指定校の変更制度について

阿蘇市では、小中学校への就学について、教育委員会が住民基本台帳の住所により就学すべき学校を指定（この学校を指定校といいます）していますが、理由があり、指定校以外の学校を希望する方のために、指定校変更という制度があります。

この制度は、下記のとおり許可の基準を定めて実施しています。
来年度の新入学児童・生徒の指定校変更については、12月頃にご家庭へお送りする「入学通知書」に手続き方法が記載されています。指定校の変更を希望する方は、入学通知書が到着後、所定の手続きを行ってください。



◆就学指定校変更の基準

- (1) 地理的な事情に関するもの
- (2) 身体的な事情に関するもの
- (3) 家庭の事情に関するもの
- (4) 教育的な配慮を必要とするもの
- (5) その他、教育委員会が適当であると認められるもの

※学校運営上、又は施設の受け入れ状況等から判断し、指定校変更が認められない場合があります。

その他、それぞれの基準の詳細については、教育委員会事務局までお尋ねください。

[問い合わせ先] 教育委員会事務局学務係 TEL 22-3229

父子家庭も医療費が一部助成されます！

～手続きは10月末までです。早めの手続きをお願いします～

これまで、母子家庭のみを対象に医療費の助成をしていましたが、父子家庭につきましても母子家庭と同様に、経済的、精神的負担を軽減し、健康増進と福祉の向上を図るため、医療費の一部助成を行います。

- ①開始時期：平成19年8月診療分からになります。
- ②対象者：阿蘇市に住所を有し、母の死亡又は離婚等により父が20歳未満の者を養育している父子家庭の父及び18歳までの児童（高校生）
- ③助成額：医療費の一部負担金の3分の2を助成します。
- ④医療費助成を受けるためには手続きが必要になりますので、市役所健康福祉課又は各支所市民係で10月末までに手続きをして下さい。
- 受給資格を得るために必要なもの
印鑑、健康保険証（父及び児童）、口座のわかるもの（通帳等）、離婚及び死別等の原因日がわかる書類（戸籍謄本等）
※戸籍謄本は、阿蘇市に本籍がある方は必要ありません。
- ⑤医療費助成申請方法
○市役所又は各支所に直接請求して下さい。
受診した医療機関で、所定の申請書（※市役所健康福祉課又は各支所市民係備え付けの申請書）に証明をしてもらい、その申請書と領収書を市役所健康福祉課又は各支所市民係に提出して下さい。
- 申請される際は、必ずその月ごと1ヶ月分をまとめて申請して下さい。
※一部で証明の取扱いができない医療機関、保険薬局がありますので、取扱いについてそれぞれの窓口でご確認下さい。なお、その場合は保険点数のわかる領収書を提出して下さい。



[問い合わせ先] 健康福祉課子育て支援係 TEL 22-3167